

# 社会福祉法人埼玉県共同募金会助成方針

## (目的)

1 この方針は、埼玉県共同募金会が行う共同募金及びその他の資金の助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象団体)

2 助成対象とする団体は、次の各号の要件を満たす民間団体とする。

(1) 主たる活動拠点が埼玉県内に所在し、埼玉県民に利する事業を行う団体  
ただし、埼玉県の区域外に所在する団体であっても、埼玉県民に利する事業であると認められる場合は対象とする

(2) 社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業を行う団体

(3) 事業実績が1年以上あり、継続的な経営が見込める団体

(4) 法人格の有無は問わないが会則等を定めて活動している団体

3 次の各号のいずれかに該当する団体は助成対象としない。

(1) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で地域の寄付者の信頼を得られていない団体

(2) 営利団体又は営利目的と見なされる団体

(3) 会員等の相互共済のみを目的とする団体

(4) 国又は地方公共団体の責任に属すると見なされる団体

## (対象事業)

4 助成対象事業は、地域福祉の推進を図ることを目的に行う公共性及び公益性を有する民間事業とする。

5 対象事業に対する助成は、次の各号に定める区分において行う。

(1) 地域助成事業 市町村社会福祉協議会がその区域内で実施する地域福祉事業及び歳末援護に係る事業

(2) 広域助成事業 埼玉県内において、市町村を限定せず実施する事業及び県域で実施する事業

(3) 緊急支援事業 天災や人災、突発的事故等により緊急支援が必要と認められる事業

6 次の各号のいずれかに該当する事業は助成対象としない。

(1) 指定管理者制度による事業や業務委託事業等、国及び地方公共団体の責任で行うと見なされる事業

(2) 助成審査前に完了又は着手した事業

(3) 団体を組織化又は維持するためのみ実施する事業

(4) 特定の個人のみを支援する事業

## (助成額の算出)

7 助成額は所定の「助成要望書」による申請に基づき、別に定める「共同募金助成額算出要領」により算出する。

8 継続的事業については、年度毎に申請内容を審査し算出する。

## (助成金の交付)

9 助成金は、助成決定後、所定の「交付申請書」による申請に基づき交付する。

10 交付申請の時期は、原則として事業計画が確定した時点とする。

ただし、建物や備品等の整備事業については、事業完了後の清算時とする。

11 助成金の交付は、助成団体の保有する金融機関口座への振り込みにより行う。

### (助成金の減額、保留及び返還等)

12 次の各号のいずれかに該当する場合は実情を調査のうえ、助成金の減額、保留又は返還を求めることができる。

- (1) 助成決定を受けた団体が解散又は解散する予定の場合
- (2) 助成を受けた団体が第2条に定める対象団体として認められなくなった場合
- (3) 助成事業を中止又は縮小した場合
- (4) 助成事業に係る会計簿の整理、公開若しくは指定時期の報告を怠った場合
- (5) 助成事業が指定年度終了後1年を経過しても完了しない場合
- (6) 助成物件を管理期間内に不当に処分した場合

### (助成物件の管理期間及び処分の制限)

13 助成金を受けて整備した物件(建物、設備、備品等)の管理期間については、事業完了日の属する年度の終了後5年間とする。

14 管理期間内は、助成金を受けて整備した物件の処分を禁止する。

ただし、正当な理由があり、本会が必要と認めた場合はこの限りでない。

### (その他)

15 地域助成財源から生じた繰越金の一部を広域助成財源に充てることができることとする。

16 上記のほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

1 年度毎に定めていた配分方針の基準を永続的に運用するための改定。

(平成12年8月4日、第185回評議員会 承認)

2 平成13年3月9日一部変更し、平成13年4月1日から施行する。

3 平成17年3月16日一部変更し、平成17年4月1日から施行する。

なお、平成17年度事業として「在宅福祉サービスの増進を図ることを目的とする事業」の配分を受けた団体については経過措置として、最長平成19年度事業までとする。

4 平成18年3月15日一部変更し、平成18年4月1日から施行する。

5 平成18年7月28日一部変更し、平成18年8月1日から施行する。

なお、3の(8)の「安心・安全なまちづくり支援事業」については、平成21年度事業まで適用する。

6 平成21年3月18日一部変更し、平成21年4月1日から施行する。

7 平成23年3月16日一部変更し、平成23年4月1日から施行する。

8 平成27年4月8日から施行する。

9 平成29年3月24日一部変更し、平成29年4月1日から施行する。